

盛岡市民生委員の定数を定めることについて

平成26年2月17日

保健福祉部

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、民生委員の定数を定めようとするものである。

2 条例の内容

民生委員の定数を 574人とする。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 その他

現任の民生委員の任期は、平成25年12月1日から3年間である。